

## 7. 立入検査について

### (1) 平成 26 年度の立入検査検査について

厚生労働大臣認可の水道事業及び水道用水供給事業（平成 26 年 4 月 1 日現在で 481 事業）のうち 57 事業に対して実施し、延べ 70 件の文書指摘及び延べ 142 件の口頭指摘を行った。（別紙 1、別紙 2 を参照。）

### (2) 平成 27 年度の立入検査について

平成 27 年度においては、54 事業に対して立入検査を実施しているところであり、引き続き、ご協力をお願いします。

なお、現時点において、指摘が多かった事項は以下のとおりであるので、自己点検願いたい。

#### ○認可等に関すること

- ・記載事項（代表者）変更届や料金変更届が未提出のため、早急に提出すること。

#### ○施設管理に関すること

- ・管路に係る耐震化計画（≡老朽管更新計画）が未策定であるため、すみやかに策定し、耐震化（老朽化対策）を推進すること。

#### ○水質検査に関すること

- ・水質検査計画に記載すべき事項が一部未記載であるため、記載すること。

#### ○危機管理対策に関すること

- ・危機管理マニュアルを整備、又は内容の充実を図ること。

### (3) 指摘事項に対する報告について

立入検査での指摘事項については、その結果について後日公文での報告を求めているところであるが、「早急に改善する」、「今年度中に策定する」など、漠然とした報告ではなく、具体的な改善内容及び解消時期等を必ず明記するようお願いする。

なお、報告内容によっては、公文書の差し替えや成果物の提出をお願いすることがあるので、ご理解願いたい。

また、指摘事項に対する改善が確認できるまで、毎年度、フォローアップを行うので、改善に努めていただくようお願いする。

### (4) 立入検査結果の公表について

立入検査の結果については、厚生労働省ホームページで公表しているところであるが、今年度の結果から、水道事業体実名入りで公表する予定である。

最後に、各水道技術管理者におかれては自己点検を徹底するとともに、引き続き適正な水道事業が図られるようお願いする。

<別紙1> 平成26年度立入検査 文書指摘事項(具体例)

項目	指 摘 事 項	件数
1	<p><b>資格に関すること</b></p> <p>①水道技術管理者</p> <p>水道法第19条第2項第1号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業は、施設検査について、定期的に施設の検査を行い、記録の整理はされていたが、水道技術管理者の監督状況が確認できなかったため、今後は確認を行うとともに、点検記録等に水道技術管理者の押印欄を設け、その業務を監督していることを明確にすること。</p> <p>②布設工事監督者</p> <p>水道法第12条第1項の規定に基づき、水道の布設工事を自ら施行する場合には、その職員を指名し、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、貴水道事業は、職員に対して布設工事監督者としての指名を行っていないため、すべての布設工事において指名を行うこと。</p> <p>水道法第12条第2項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせる場合は、同法施行令第4条の規定に基づく布設工事監督者の資格を有する者でなければならないが、貴水道事業においては資格を有しない者が監督業務を行っていた事例が見受けられたため、同法施行令第4条の規定に基づく資格を有する者に監督業務を行わせること。</p>	4
2	<p><b>認可等に関すること</b></p> <p>①認可</p> <p>水道法第10条第1項の規定により、水道事業者は、給水人口を増加させようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、貴水道事業においては、現在給水人口が認可給水人口を上まわっているにもかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けていなかったため、早急に認可の取得若しくは事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出を提出すること。</p> <p>②各種届出</p> <p>水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は平成26年2月に代表者である市長が交代したにもかかわらず、その届出を行っていないため、早急に届け出ること。</p> <p>水道法第14条第5項の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業は、消費税に相当する額を給水条例で変更しているにもかかわらず、届け出がなされていないため、早急に届け出ること。</p>	18
	<p>③給水開始前検査</p> <p>水道法第13条第1項の規定により、水道事業者は配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業においては、導水管布設替え工事を実施したにもかかわらず届出がなされていたため、早急に給水開始前届を提出するとともに、今後同様の布設工事を実施した場合は、確実に給水開始前検査を実施すること。</p>	3

項目	指 摘 事 項	件数
3	水道施設管理に関すること	0
4	衛生管理に関すること	4
	<p data-bbox="252 353 384 383">①健康診断</p> <p data-bbox="256 421 1326 539">水道法第21条第1項の規定による定期の健康診断について、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者等は行わなければならないが、貴水道事業においては、浄水場、配水池等に頻繁に出入りする可能性のある水道技術管理者が受診していなかったため、すみやかに、健康診断を受診すること。</p> <p data-bbox="256 577 1326 696">水道法第31条において準用する第21条第1項の規定による定期の健康診断は、同法施行規則第52条において準用する第16条第1項の規定により、おおむね6箇月ごとに行わなければならないが、貴水道用水供給事業においては、一部の職員の健康診断が適切に行われていなかったため、おおむね6箇月ごとに定期の健康診断を行うこと。</p>	2
	<p data-bbox="252 723 443 752">②衛生上の措置</p> <p data-bbox="256 790 1326 965">水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第1号及び第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にするとともに、当該施設にはかぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、一部の水道施設についてこれらの防護措置を講じていなかったため、汚染防止対策の徹底を図ること。</p> <p data-bbox="256 1003 1326 1144">水道法第22条及び同法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、裏門が開放されていて、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図ること。</p>	2
5	水質検査に関すること	11
	<p data-bbox="252 1243 384 1272">①水質検査</p> <p data-bbox="256 1310 1326 1462">水道法施行規則第15条第1項第3号ハの規定に基づき、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができるが、「アルミニウム及びその化合物」及び「蒸発残留物」については、水質基準値の1/5を超過しており、検査回数を減ずることができないため、施行規則第15条第1項第3号イに定める検査回数とすること。</p> <p data-bbox="256 1500 1326 1653">水道法第20条第1項及び同法施行規則第15条第1項第1号（イ）の規定に基づき、1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行い、同法第20条第2項の規定に基づき、水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成することとされているが、貴水道事業は異常がない場合の記録の作成を省略していたため、異常がなくとも記録を作成すること。</p> <p data-bbox="256 1691 1326 1832">水道法施行規則第15条の規定により、法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査のうち、1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査について、貴水道事業では、一部の箇所において平日しか実施されておらず、水質基準を満たしていることが確認出来る体制になっていないことから、早急に改善し、1日1回以上の検査を行うこと。</p>	4
	<p data-bbox="252 1859 443 1888">②水質検査計画</p> <p data-bbox="256 1926 1326 2056">水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道事業は、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であったため、記載すること。</p>	7

項目	指 摘 事 項	件数
	<p>水道法施行規則第52条で準用する第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、貴水道用水供給事業は、水質検査結果の評価に関する事項及び水質検査計画の見直しに関する事項が未記載であるため、記載すること。</p>	
<b>6</b>	<p><b>水質管理に関すること</b></p> <p>水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定に基づき、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができる濾過等の設備を設置しなければならないが、貴水道事業は、クリプトスポリジウム汚染のおそれの程度がレベル3の施設の一部において、必要とされる設備が設置されていなかったため、クリプトスポリジウム等対策指針に定める設備を整備すること。</p>	<b>1</b>
<b>7</b>	<p><b>危機管理対策に関すること</b></p>	<b>0</b>
<b>8</b>	<p><b>情報提供等に関すること</b></p> <p><b>①住民対応</b></p> <p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業は、情報提供を行っていなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供すること。</p> <p>水道法第31条において準用する第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を、同条第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は情報提供をしていなかったため、水道の需要者に対して情報提供すること。</p> <p><b>②水質検査計画</b></p> <p>水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道事業においては、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、事業年度の開始前に情報提供すること。</p> <p>水道法施行規則第52条において準用する第15条第6項の規定に基づき、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定し、第17条の2第1項の規定により、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対し情報提供をしなければならないが、貴水道用水供給事業においては、事業年度の開始後の4月に情報提供をしていたため、毎事業年度の開始前に情報提供すること。</p>	<b>32</b>
<b>9</b>	<p><b>資源・環境に関すること</b></p>	<b>0</b>
<b>10</b>	<p><b>その他</b></p>	<b>0</b>

<別紙2> 平成26年度立入検査 口頭指摘事項(具体例)

項目	指 摘 事 項	件数
1	資格に関すること	21
	<p data-bbox="240 371 475 405">①水道技術管理者</p> <p data-bbox="256 450 1315 622">水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業は、役職、責務及び権限について規定等で明定しておらず、不明確な立場となりうる可能性があるため、水道技術管理者となる者の役職、責務及び権限について明定すること。</p> <p data-bbox="256 674 1315 909">水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道用水供給事業は、水道技術管理者の責務及び権限について規定等で明定しておらず、さらに、水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者についての業務権限の範囲が不明確であったため、水道技術管理者の責務及び権限について明定するとともに、水道技術管理者及び受託水道業務技術管理者の業務権限の範囲について明確にすること。</p> <p data-bbox="256 960 1315 1173">水道法第31条において準用する第19条第2項各号の規定について、水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道用水供給事業は、1日1回以上行う定期的水質検査について、異常があれば通報される体制になっていたものの、数値等の確認を毎月としており、受託水道業務技術管理者の監督状況が不十分であったため、今後は適切な管理を実施し、受託水道業務技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督すること。</p> <p data-bbox="256 1225 1315 1368">水道法第31条において準用する第19条第2項第1号の規定について、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならないが、貴水道用水供給事業は、施設検査、水質検査、薬品の受入等の事務において、水道技術管理者の監督状況が確認できなかったため、施設検査記録等に水道技術管理者の押印欄を設けるなど、その業務を監督していることを明確にすること。</p>	19
	<p data-bbox="240 1413 475 1447">②布設工事監督者</p> <p data-bbox="256 1491 1315 1637">布設工事監督者について、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすることとされているが、貴水道事業は、規定等で明定していなかったため、明定すること。また、水道の布設工事以外の水道施設の工事についても、監督者を置いて監督業務を実施させることとされているが、貴水道事業は、監督者を設置していなかったため、設置すること。</p>	2
2	認可等に関すること	2
	<p data-bbox="240 1731 328 1765">①認可</p> <p data-bbox="256 1809 1315 1906">現在予備水源として認可を受けている第2水源及び第3水源について、現状は維持管理のため常時取水しているとのことだが、今後も常用で使用するのであれば、水道法第10条の規定に基づく、水源種別の変更及び取水地点の追加の変更認可申請を行うこと。</p>	2
	②各種届出	0
	③給水開始前検査	0

項目	指 摘 事 項	件数
3	水道施設管理に関すること	43
	<p data-bbox="252 286 416 320">①鉛製給水管</p> <p data-bbox="260 353 1315 501">鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は計画が策定されておらず、また、個別に周知されていなかったため、適切に実施すること。</p> <p data-bbox="260 544 1315 658">鉛製給水管について、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替の必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は、全体としての広報は行っているものの、個別の周知を定期的に行っていないため、適切に実施すること。</p> <p data-bbox="260 701 1315 848">鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業は平成15年度に個別周知を行ったものの、それ以降、個別周知を行っていないため、適切に実施すること。</p>	14
	<p data-bbox="252 884 357 918">②耐震化</p> <p data-bbox="260 952 1315 1066">水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるとされているが、貴水道事業は、基幹管路及び施設の耐震化計画が策定されていないため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p> <p data-bbox="260 1108 1315 1256">水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるとされているが、貴水道事業は、管路については老朽化対策として一部耐震化を実施し、施設については耐震診断を行っているが、耐震化計画が未策定であるため、すみやかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p>	17
	<p data-bbox="252 1294 576 1328">③水道施設管理（その他）</p> <p data-bbox="260 1361 1315 1509">次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業は、換気扇により温度の上昇を防ぐ措置は確認できたが、温度計の設置が無く保管温度の管理がなされていないことから、適切な管理の徹底を図ること。</p> <p data-bbox="260 1552 1315 1700">次亜塩素酸ナトリウムの水質基準及び薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、購入時に次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、納入時に次亜塩素酸ナトリウムにより付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業においては、最大注入率を設定していなかったため、最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合を確認すること。</p> <p data-bbox="260 1742 1315 1890">次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業は、保管タンクが野外にあるなど、適切な温度管理ができない可能性があることから、次亜塩素酸ナトリウムの保管温度及び保管期間の適切な管理の徹底を図ること。</p> <p data-bbox="260 1933 1315 2036">施設検査について、定期的に水道施設の検査を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業は土木施設の定期記録が残されていないため、点検項目を作成するなど、点検実施項目の確認体制を構築すること。</p>	12

項目	指 摘 事 項	件数
4	<p data-bbox="252 219 552 257"><b>4 衛生管理に関すること</b></p> <p data-bbox="252 286 387 324">①健康診断</p> <p data-bbox="252 353 448 392">②衛生上の措置</p> <p data-bbox="256 421 1315 600">水道事業者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこととされているが、貴水道事業においては、一般の注意を喚起するに必要な掲示等をしていない水道施設が多く見受けられたため、設置すること。</p> <p data-bbox="256 636 1315 815">水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、浄水場等の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業は、さくは設置されているものの、高さが低く、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があることから、汚染防止対策の徹底を図るとともに、他の配水場においても、引き続き警備強化に努めること。</p> <p data-bbox="256 860 1315 1003">水道法施行規則第17条第1項第3号の規定により、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するよう塩素消毒しなければならないが、貴水道事業は、残留塩素計の点検時において、浄水の残留塩素の数値を把握していない期間が長期にわたっていたため、給水栓での残留塩素を保持できなくなる恐れがあった。今後は、点検時における残留塩素の管理の徹底に努めること。</p>	8
5	<p data-bbox="252 1041 552 1079"><b>5 水質検査に関すること</b></p> <p data-bbox="252 1108 387 1146">①採水地点</p> <p data-bbox="256 1176 1315 1310">水質検査に供する水の採取場所について、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することが必要とされているが、貴水道事業は、採水地点が配水管の末端になっていない系統があったため、採水地点の追加等について検討すること。</p> <p data-bbox="252 1339 448 1377">②水質検査計画</p> <p data-bbox="256 1406 1315 1505">水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、同条第7項の規定による定期の水質検査で省略する項目及びその理由に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項の記載内容が不十分であったため、充実を図ること。</p> <p data-bbox="256 1550 1315 1671">水道法施行規則第15条第6項の規定に基づき策定された水質検査計画について、同条第7項の規定により、水質検査において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの及びその他水質検査の実施に際し配慮すべき事項を記載しなければならないが、貴水道事業の水質検査計画には記載されていなかったため、記載すること。</p> <p data-bbox="252 1700 520 1738">③水質検査（その他）</p> <p data-bbox="256 1783 1315 1872">配水池を除く配水施設及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査を行い、工事完了後の確認を確実に行うとともに、記録管理に努めること。</p> <p data-bbox="256 1917 1315 2038">原水に係る水質検査の実施について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施しなければならないが、貴水道用水供給事業は実施時期の選定理由が不明確であったことから、水源水質がもっとも悪化していると考えられる時期を選定し、水質検査を実施すること。</p>	13

項目	指 摘 事 項	件数
	<p>原水に係る水質検査の実施について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査を実施しなければならないが、貴水道用水供給事業は、蒸発残留物の水質検査を実施していないため、実施すること。</p> <p>水道法施行規則第52条において準用する第15条第1項第3号ハの規定に基づき、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上とすることができるが、貴水道用水供給事業においては、毎日残留塩素濃度を確認しているものの、亜硝酸態窒素について今年度と昨年度とで検査方法が異なり、検査回数を減ずることができないため、第15条第1項第3号ハに定める検査回数とすること。</p>	
<p><b>6 水質管理に関すること</b></p> <p>①汚染源等の把握</p> <p>②クリプトスポリジウム対策等</p>	<p>クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業は、マニュアルを策定していなかったため、策定すること。</p> <p>クリプトスポリジウム等の対策について、貴水道事業は一部の水源において、クリプトスポリジウム等対策指針に定める適切な施設点検を実施していなかったため、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を分類し、各分類に対応した施設点検等を実施すること。</p>	<p>7</p> <p>0</p> <p>7</p>
<p><b>7 危機管理対策に関すること</b></p>	<p>テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業は、マニュアルが整備されていなかったため、策定すること。</p> <p>水道施設の防護対策について、水道施設の警備、情報収集体制の確立、職員教育及び被害発生抑制（監視カメラの設置、自動水質監視機器の設置、浄水施設の覆蓋等）等の予防対策により、水道施設の防護対策を徹底するようお願いしているところであるが、貴水道用水供給事業では一部の施設においてかぎを掛けていない箇所があったため、かぎを掛けて防護対策を徹底すること。</p> <p>水道水源における水質事故への対応について、緊急措置、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施するための実働的なマニュアルを整備することとされているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、整備すること。</p> <p>停電対策について、停電時に備えた体制整備等に取り組むこととしているが、貴水道事業はマニュアルが整備されていなかったため、停電が発生した場合の対応措置に関するマニュアルを策定すること。</p> <p>渇水対策について、渇水時に予想されるすべての事態を想定して、渇水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道事業は作成していなかったため、渇水対策活動を効果的に行えるよう計画を作成すること。</p> <p>水道の地震対策について、地域の実情に即した地震防災の計画に地震防災応急対策の具体的内容を定めることとされているが、貴水道事業は、マニュアルが整備されていなかったため、策定すること。</p>	<p>43</p>

項目	指 摘 事 項	件数
	<p>情報セキュリティ対策について、本ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて適切な対策を実施することとされているが、貴水道事業は、適切な対策が取られていなかったため、情報セキュリティ対策を実施すること。</p> <p>新型インフルエンザ対策について、水道事業者は、ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進しなければならないとあるが、貴水道事業は、適切な対策がとられていなかったため、新型インフルエンザ対策として水道事業に特化した事業継続計画を策定すること。</p> <p>各種危機管理マニュアルについて、緊急時における給水停止指揮命令等で水道技術管理者の役割が明確になっておらず、また、緊急時における連絡先として厚生労働省健康局水道課の連絡先を記載していないなど、貴水道用水供給事業のマニュアルが不十分であるため、マニュアルに記載すること。</p> <p>運転手引書について、緊急時における水道施設の操作要領を整備することとされているが、貴水道事業においては機器の取扱説明書のみであり、運転手引書として不十分であるので、緊急時にも対応した運転手引書を整備すること。</p> <p>基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業は、関係機関との応急給水体制について協議中であり未整備であるため、整備すること。</p>	
<b>8</b>	<b>情報提供等に関すること</b>	<b>3</b>
	①水質検査計画	0
	<p>②住民対応</p> <p>水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第3号の規定に基づき、水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項を、水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、情報提供する内容が不十分であることから、内容を充実させて情報提供すること。</p> <p>水道法施行規則第52条において準用する第17条の2の規定に基づき、水道用水供給事業者は、水道の需要者が水道事業に関する情報を容易に入手することができるような方法で情報提供を行うこととされているが、貴水道用水供給事業においては、提供方法が主としてホームページであることから、内容を充実させ、幅広い広報手段での情報提供を行うこと。</p> <p>水道法第31条において準用する水道法第24条の2及び同法施行規則第52条において準用する第17条の2第6号の規定に基づき、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需用者に対して情報提供しなければならないが、貴水道用水供給事業は、ホームページに掲載されているものの、情報提供する内容が不十分であることから、内容を充実させて情報提供すること。</p>	3
<b>9</b>	<b>資源・環境に関すること</b>	<b>0</b>
<b>10</b>	<b>その他</b>	<b>0</b>